

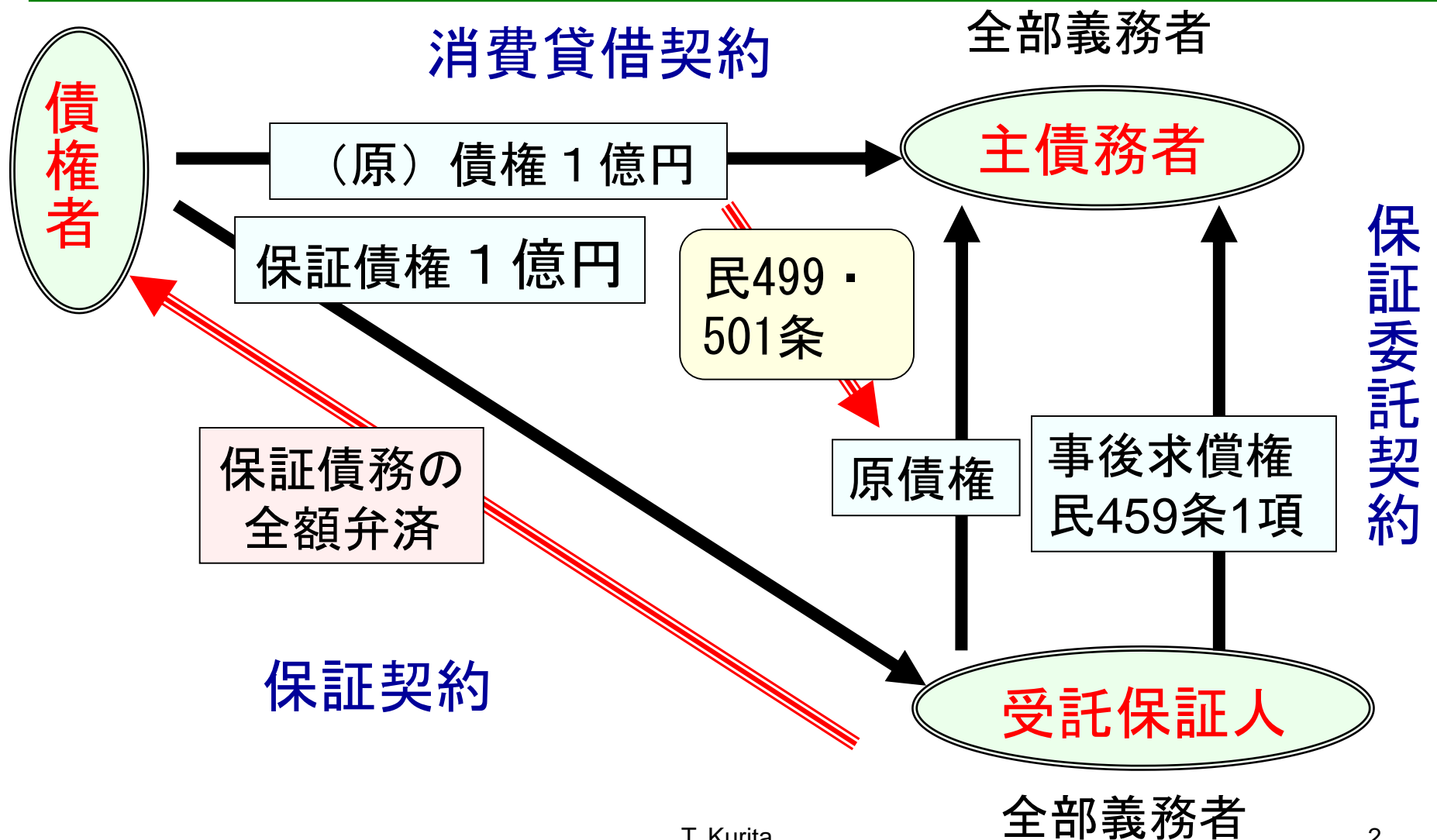
2018年度
破産法講義
10

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産債権（2）

4. 共同債務関係にある債務者
5. 在外財産からの満足

全部義務者・求償権・原債権の代位取得

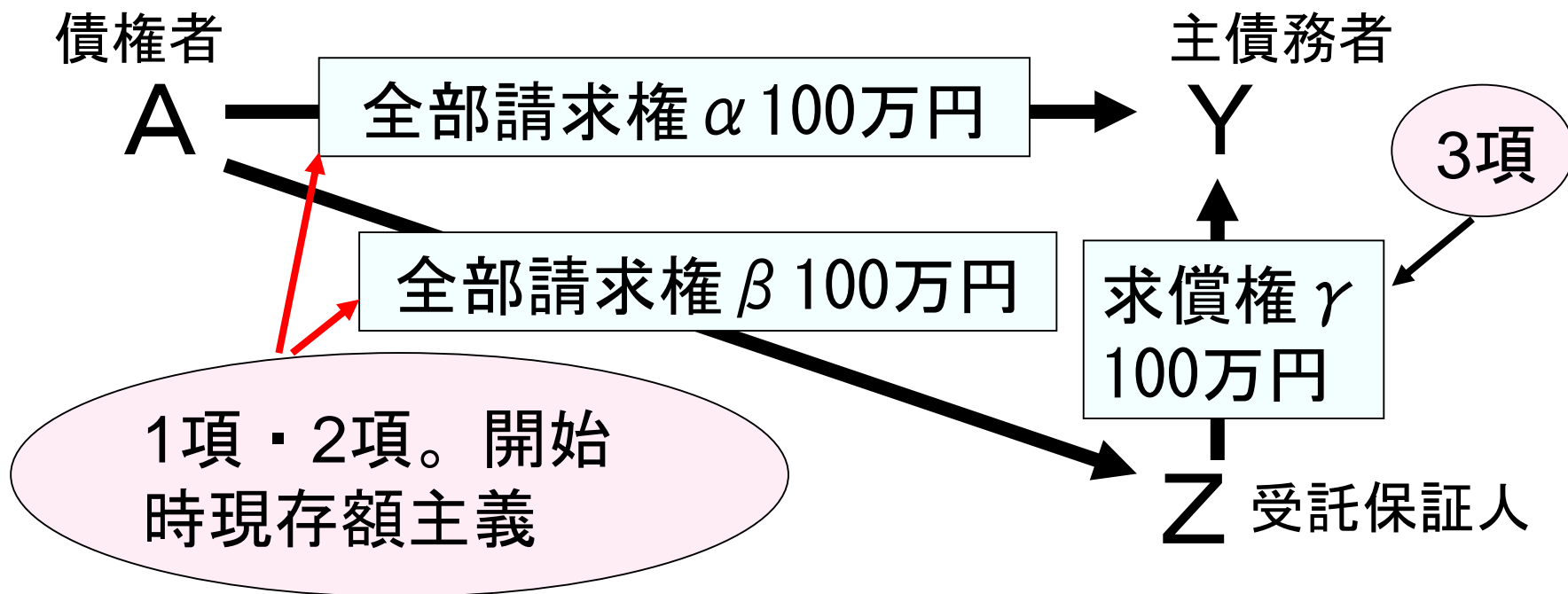


求償権と代位取得された原債権との関係

最判昭和61年2月20日

代位弁済者に移転した原債権及びその担保権は、求償権を確保することを目的として存在する附従的な性質を有し、求償権が消滅したときはこれによって当然に消滅し、その行使は求償権の存する限度によって制約されるなど、求償権の存在、その債権額と離れ、これと独立してその行使が認められるものではない。

共同債務関係にある債務者の破産（104条）



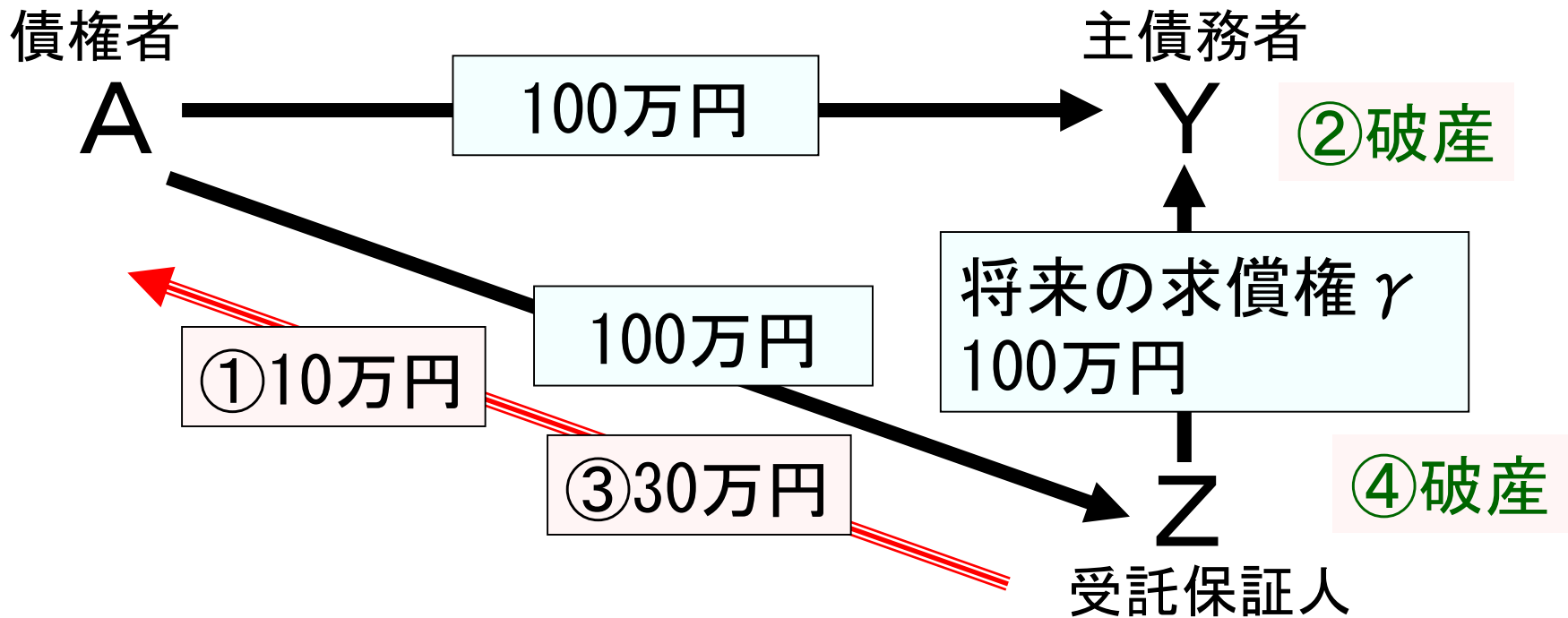
全部債務関係： 債権者（A）が、複数の債務者（YとZ）から全部で100万円を受領することができ、かつ、各債務者に対して、その全部の支払を請求できるという債務関係。連帯債務、不真正連帯債務、保証債務、合同債務など

練習問題

Yは、A銀行から100万円借り受けるにあたってZに連帯保証人になってもらった。その後Zが10万円弁済した段階で、Yについて破産手続が開始された。さらに、Zが30万円返済してから、Zについても破産手続が開始された。いずれの破産手続も、配当はまだ行われていない。

この場合に、A銀行は、それぞれの破産手続においていくらの金額を基準に配当を受けるか。

共同債務関係にある債務者の破産（104条）



Aは、Yの破産手続に、
Zの破産手続に、
Zは、Yの破産手続に、

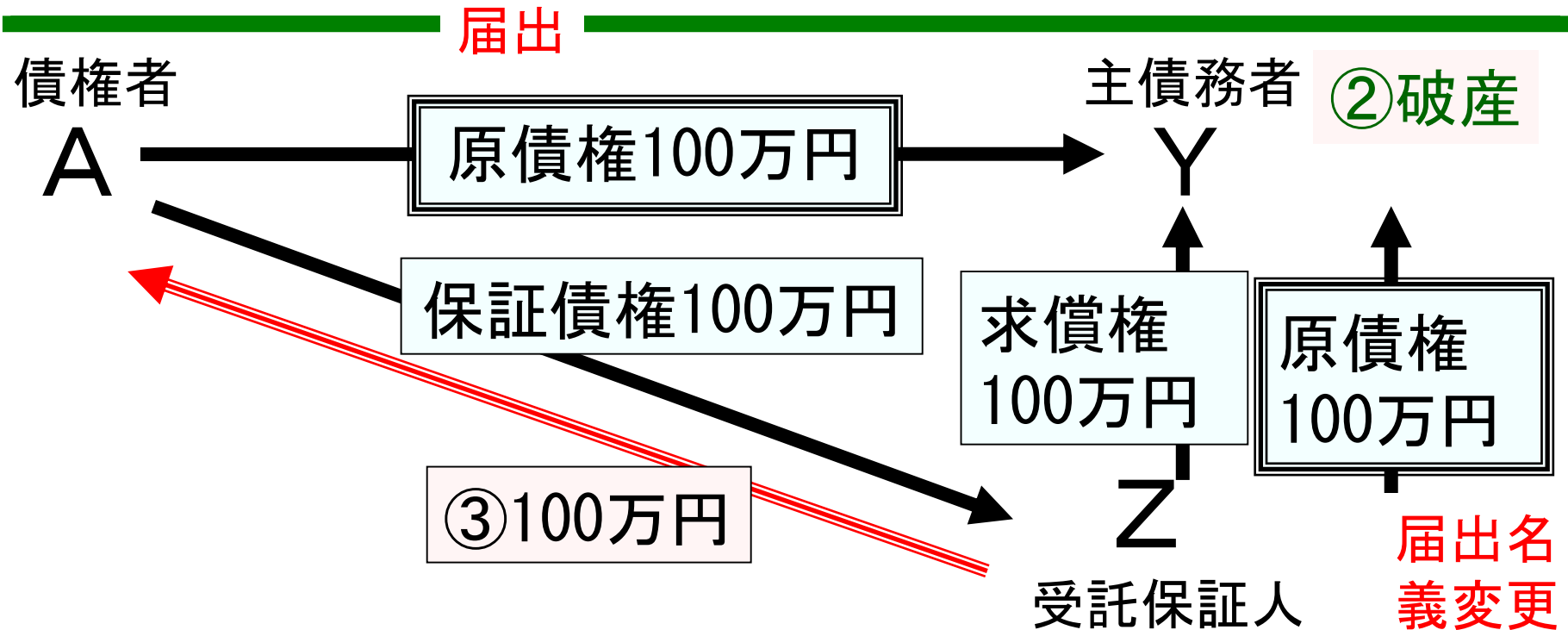
万円に参加する
万円に参加する
万円に参加する

4項

全部弁済の場合 全部義務者の一人（Y）が破産し、債権者が破産手続開始時の全額でもって債権届出をなし、他の全部義務者（XとZ）がYの破産手続開始後に全部弁済した場合には、弁済者（XとZ）は、求償権の範囲内で、債権者の権利を行使することができる。

破産手続開始後における全部弁済 (1)

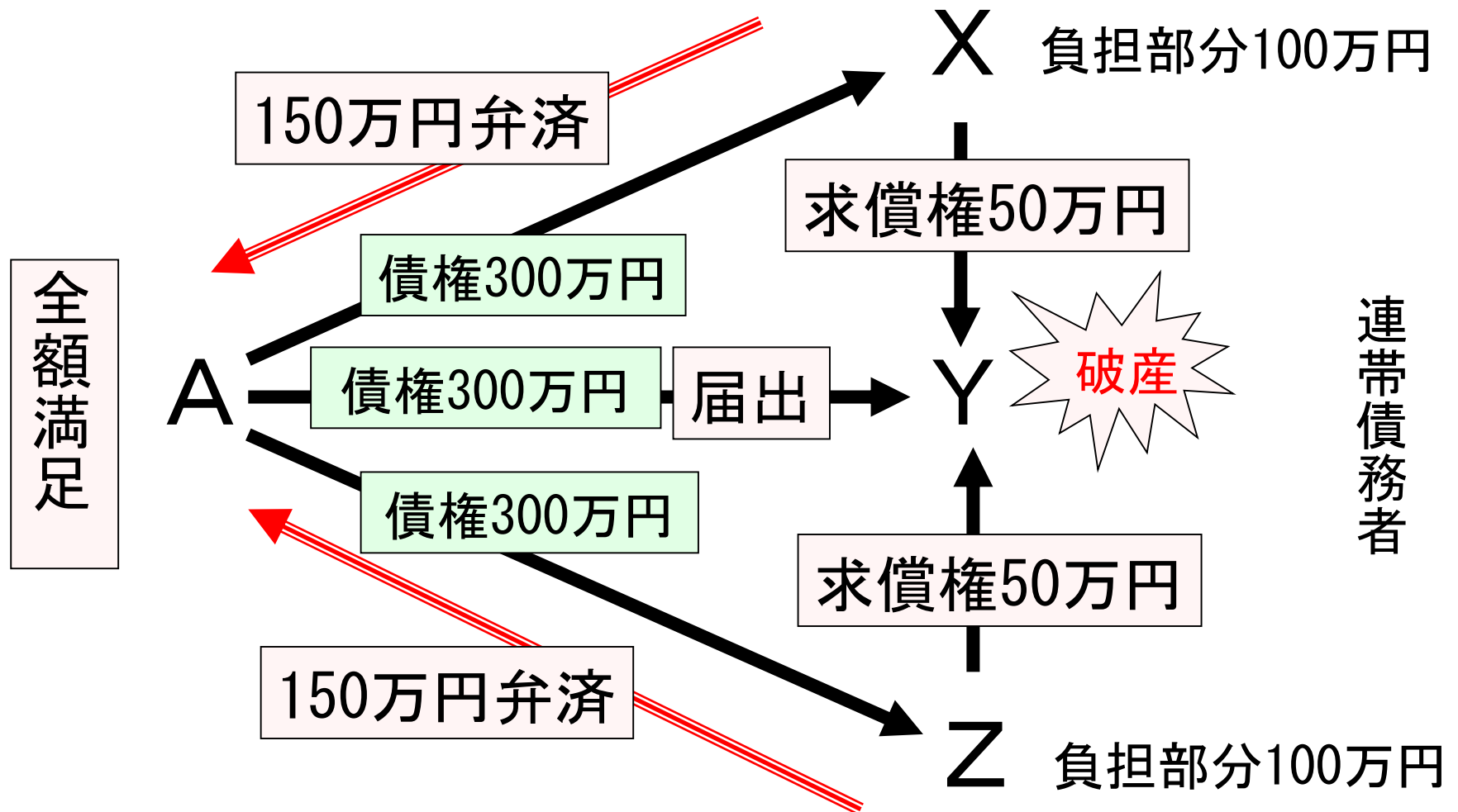
(104条4項)



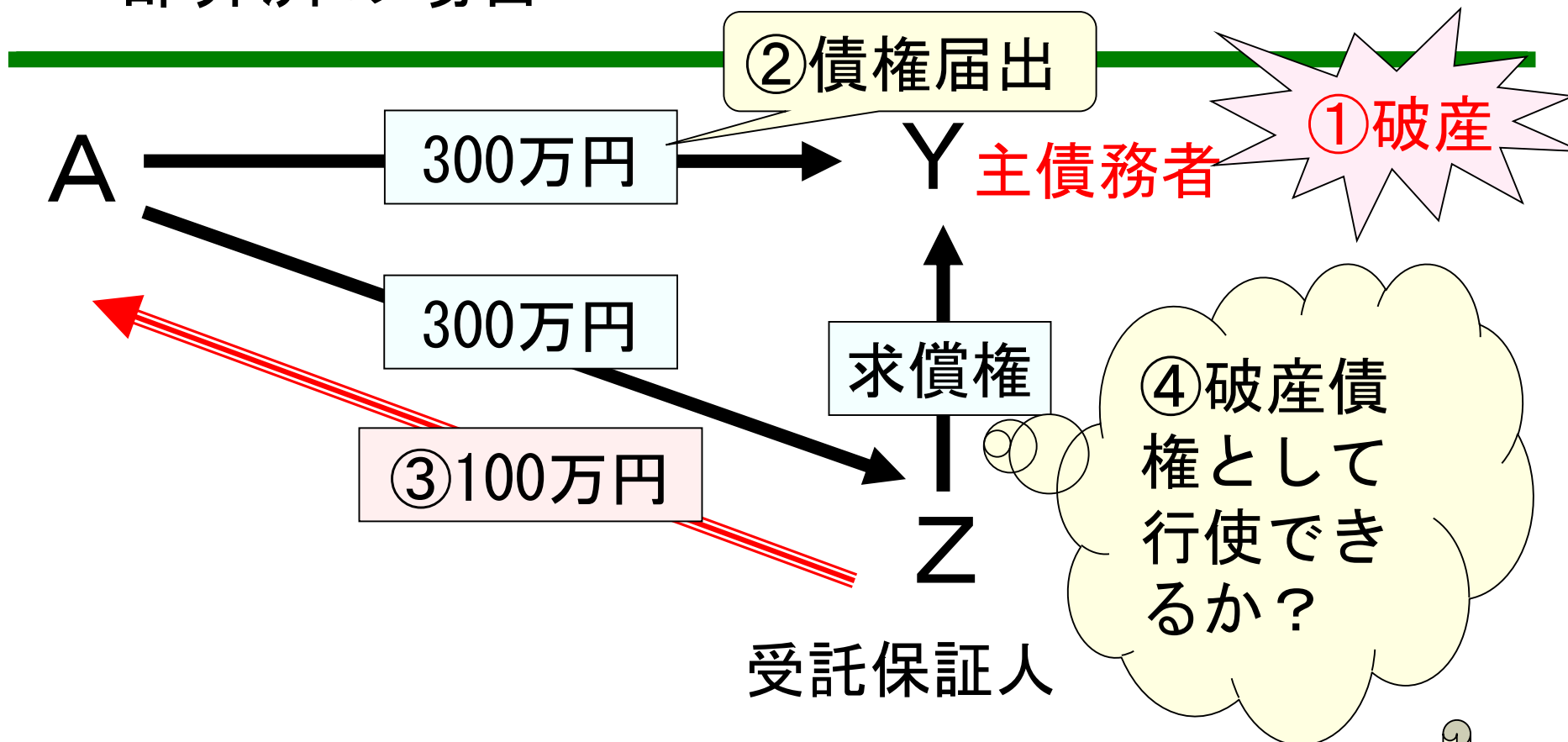
- Zは、Aに全額弁済すれば、事後求償権の確保のために代位取得した原債権を行使することができる。原債権が債権調査を経て確定済みの場合は、これを行行使する方が楽である。
- 113条の届出名義の変更の方法による。

破産手続開始後における全部弁済 (2)

(104条4項)



一部弁済の場合

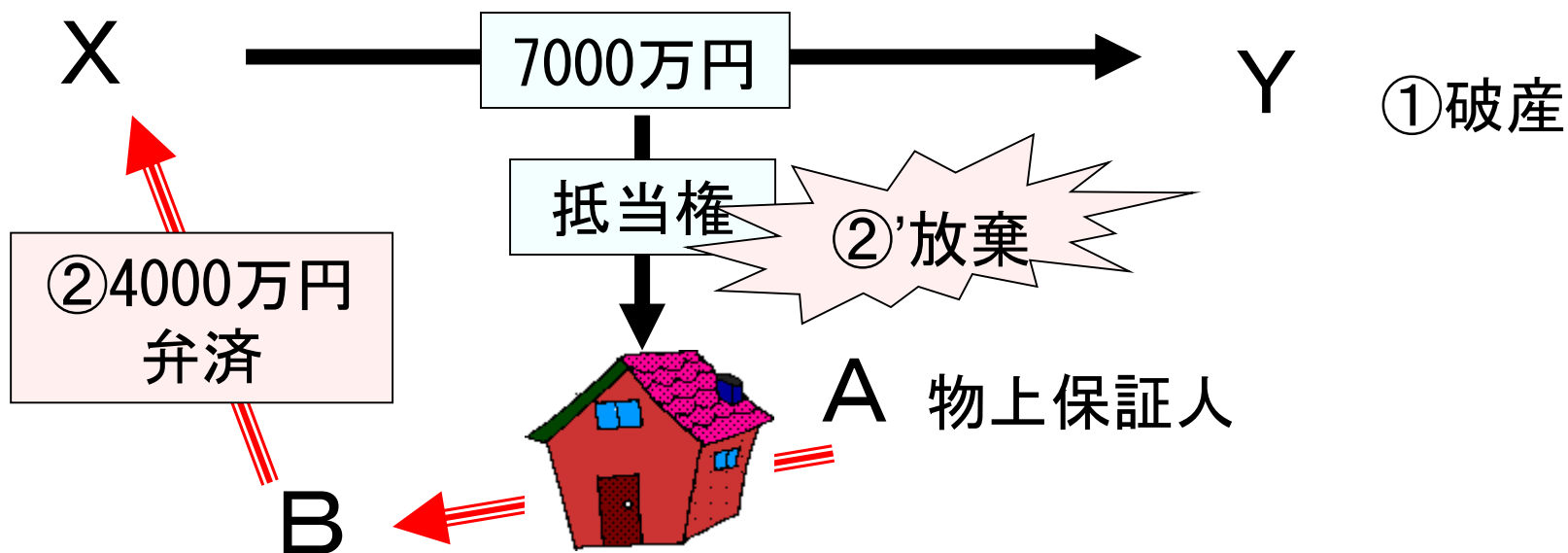


受託保証人Zは債権者Aが全額の満足を受けるまで、権利行使ができない。

5項

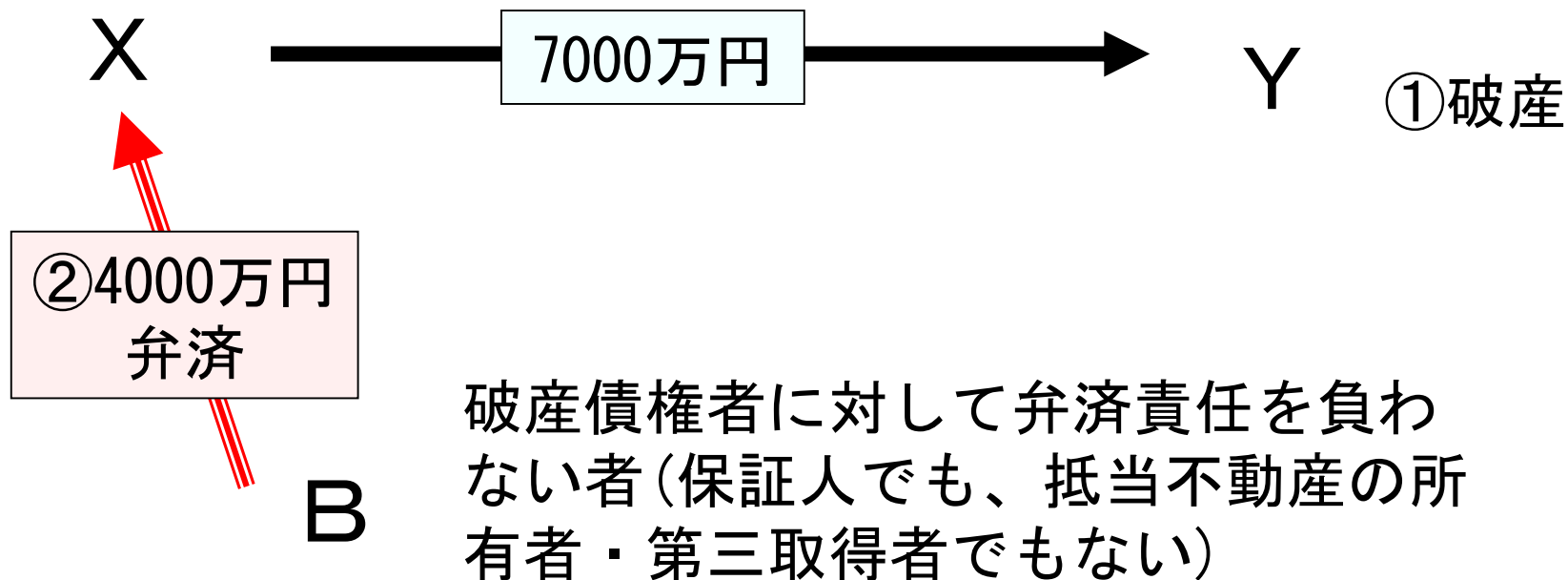
- 物上保証人の求償権についても、同様とする。
 1. 物上保証人自身の任意弁済
 2. 抵当権の実行による満足（配当）
- 破産手続開始後に一部弁済がなされたにとどまる場合には、破産債権者は、開始時現存額の全額を行使する。（最判平成14年9月24日参照）
- 破産債権者が破産配当により全額の満足を得て余剰があれば、そのときに限り、余剰の範囲でのみ代位弁済により取得した債権を行使できる。

最高裁判所平成14年9月24日



- 債権者Xは、物上保証人A及びこの者から抵当不動産を取得した者Bに優先すべきである。⇒
- BがXに対し破産債権の一部を弁済した場合であっても、Xは債権全額について権利を行使できる。

破産債権者に対して弁済責任を負わない者による代位弁済



- BをXより劣後させる理由はない。⇒
- Bは、Xの7000万円の債権のうち4000万円を民法499条により取得して、破産債権として行使することができる。

保証人の破産の場合（105条）

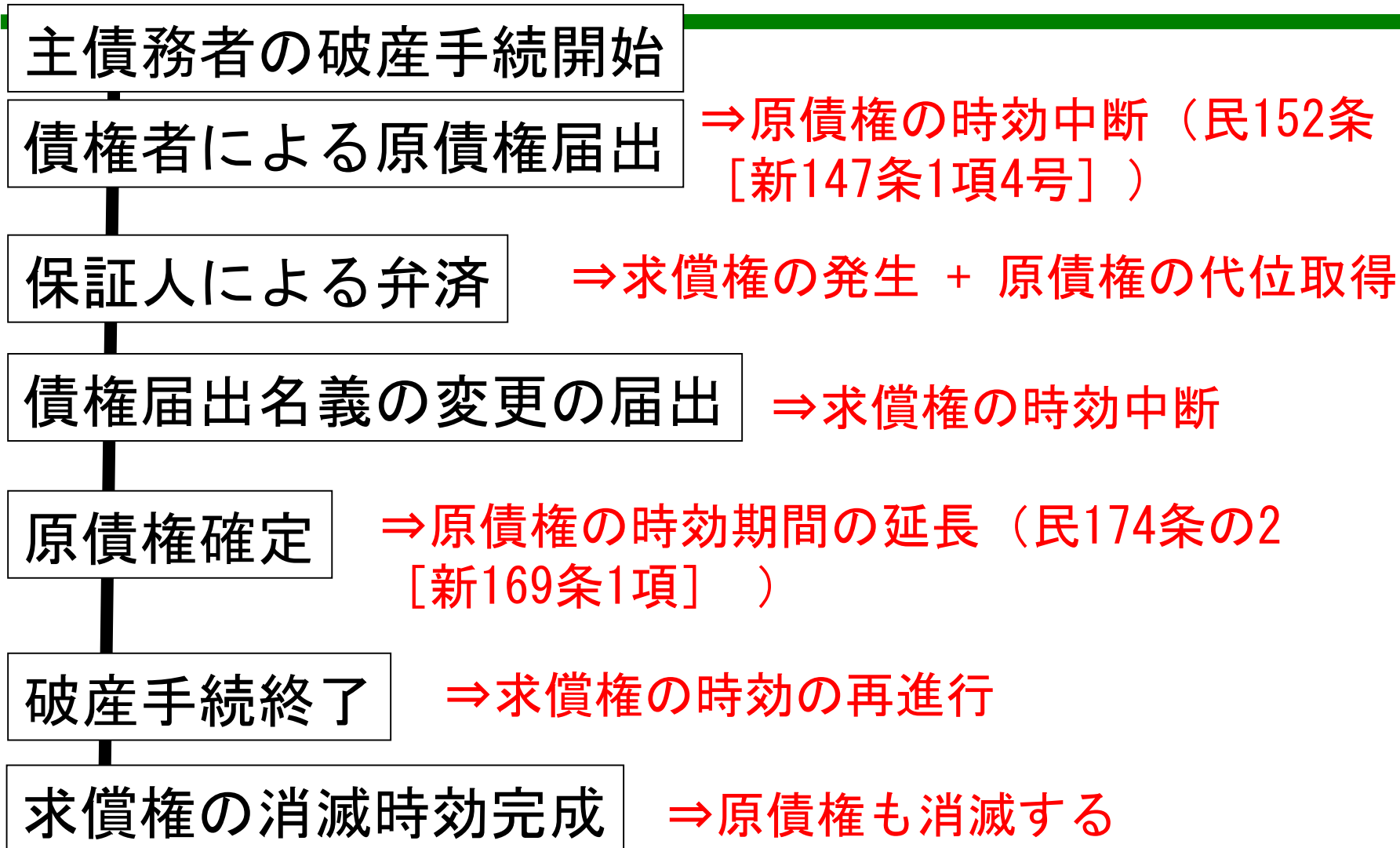
- 単純保証人は催告の抗弁権（452条） ・ 検索の抗弁権（453条）を有するが、それを行使できない。
- 主債務の弁済期が未到来でも、債権者は保証債務履行請求権を行使できる（附従性（民法448条）の例外）。保証人が連帯保証人であるか単純保証人であるかにかかわらない。

求償権と原債権（消滅時効について）

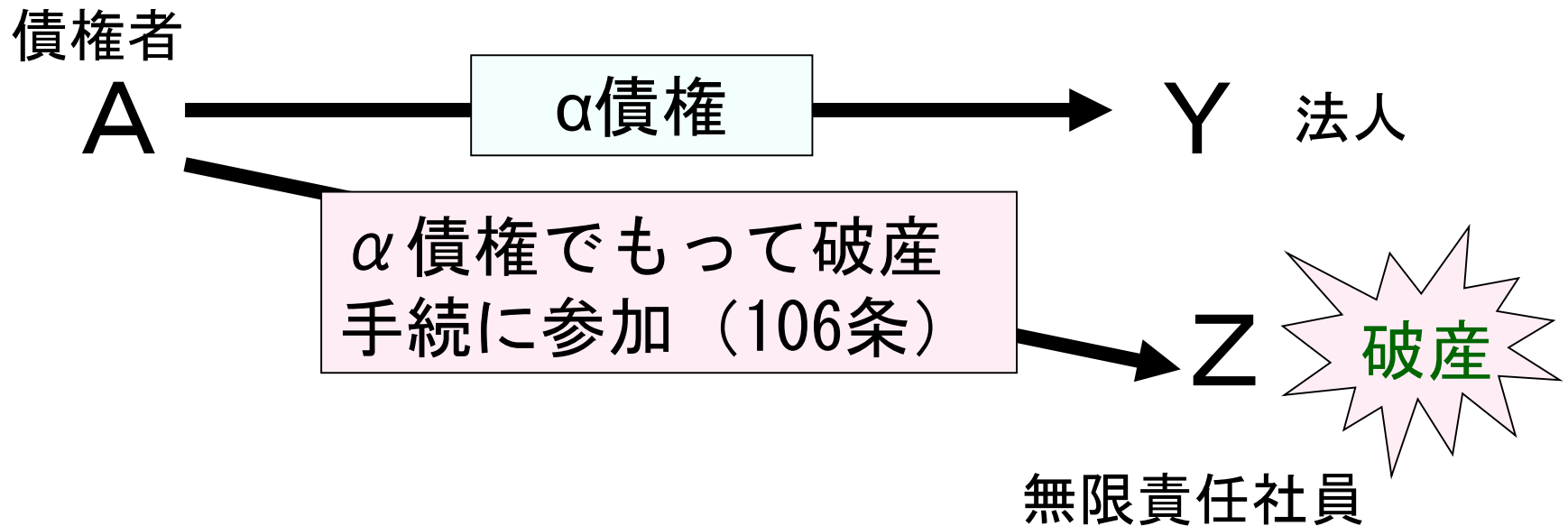
最判平成7.3.23民集49-3-984

- a. 求償権者が破産裁判所になす債権届出名義の変更申出は、「求償権について、時効中断効の肯認の基礎とされる権利の行使」として、求償権の消滅時効をその時から破産手続終了までの間中断する効力を有する。
- b. 求償権の消滅時効は、破産手続の終了の時から進行するが、その期間は従前のままである。届出債権が債権調査を経て確定し、民法174条の2〔新169条1項〕により消滅時効期間が延長されても、求償権の存在まで確定されたわけではないから、その時効期間まで10年に延長されるわけではない。

最判平成7.3.23の図解



無限責任社員の破産と法人の債権者（106条）

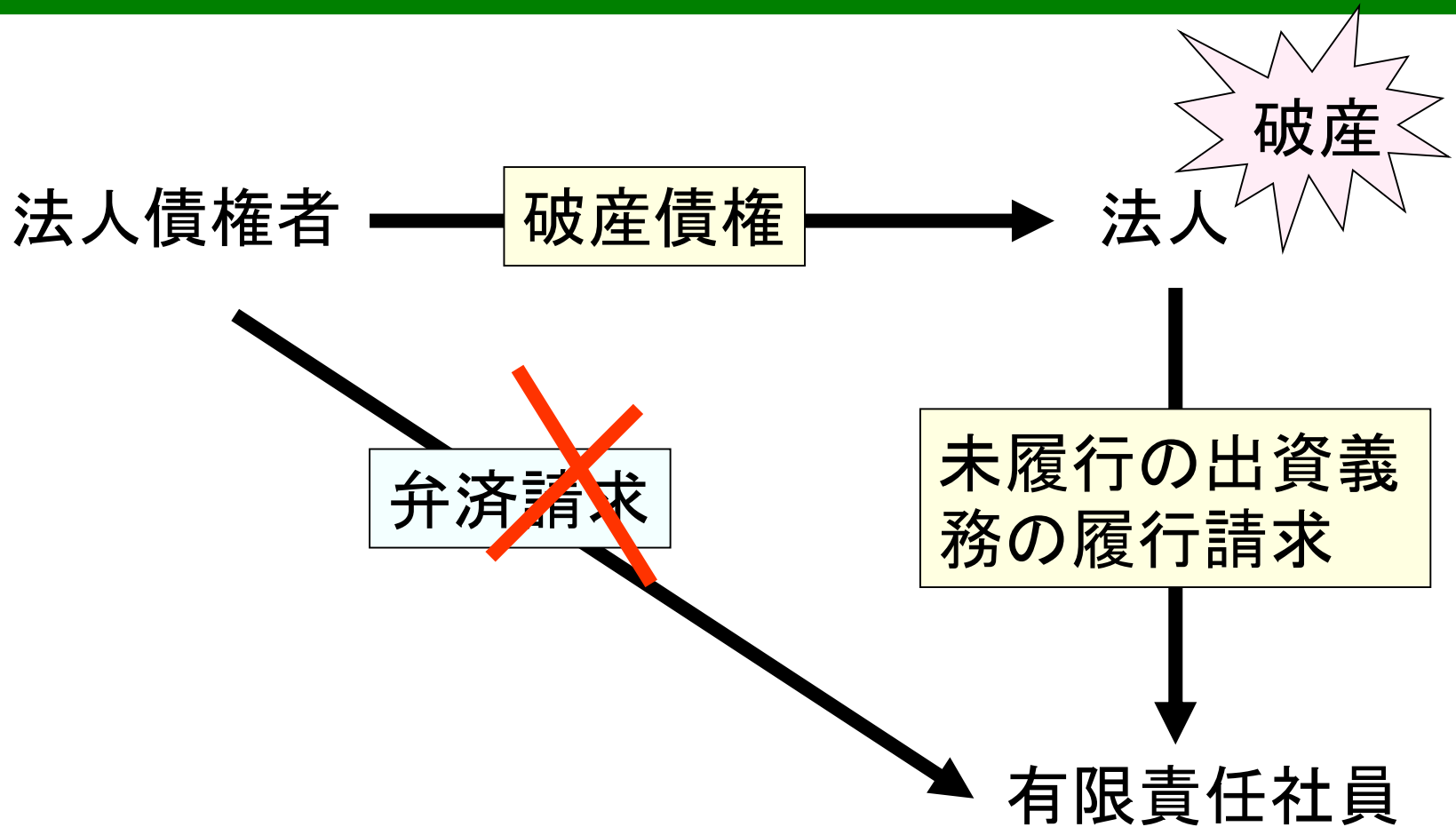


無限責任社員は法人の全債務について弁済責任を直接負い、保証人と同じ地位にある。

有限責任社員の破産と法人の債権者（107条1項）

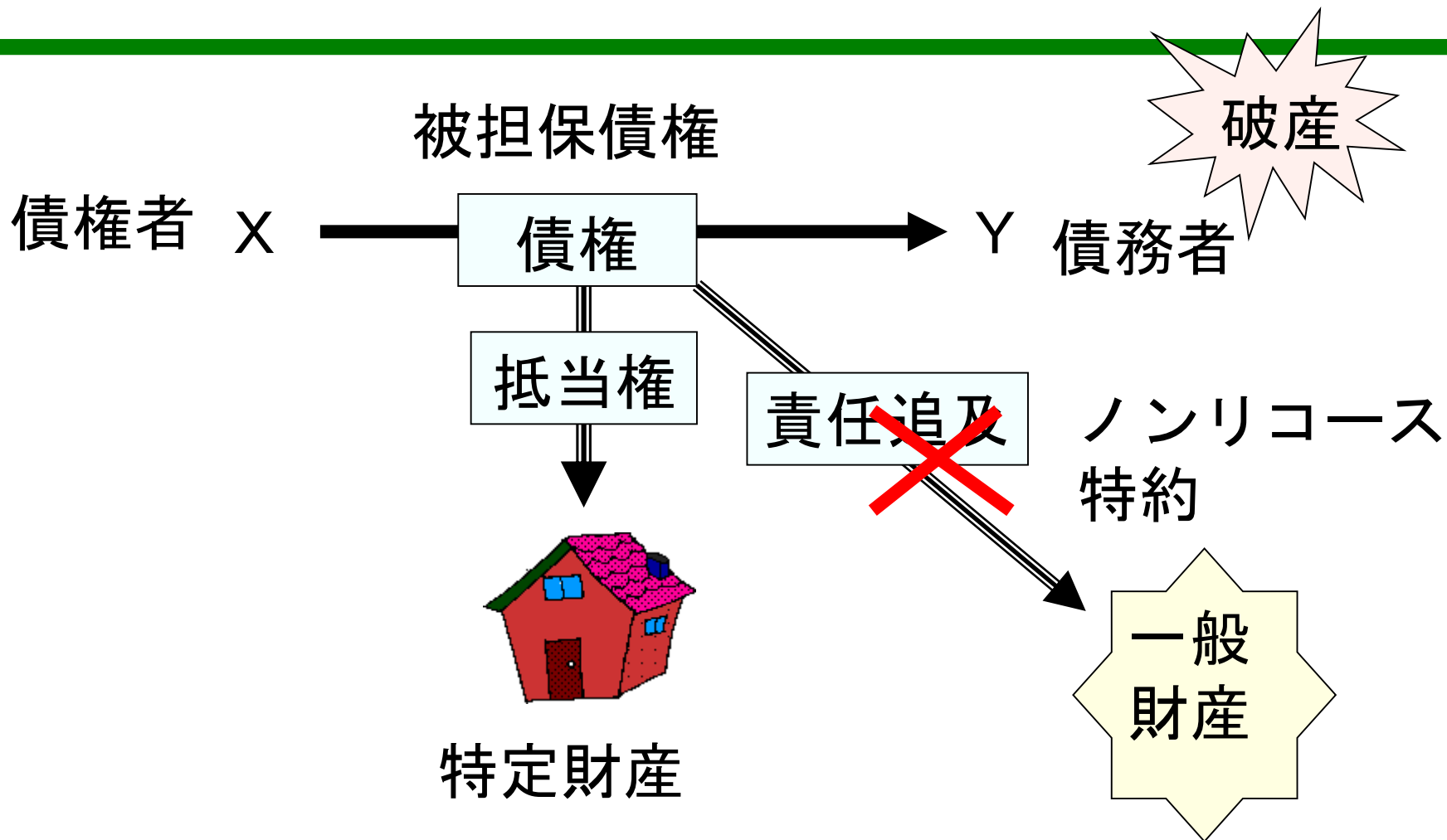
- 法人債権者が有限責任社員の破産手続に直接参加すると、破産手続が複雑となる。
- 法人債権者の権利行使を認めないこととし、その代わり法人が未履行の出資義務の履行を求め、これにより法人財産を充実させて法人債務の弁済を確実にすることとされた（有限責任社員の法人債権者に対する責任の間接化）。

法人の破産の場合における法人債権者の有限責任社員に対する権利行使の禁止（107条2項）



ノンリコース特約

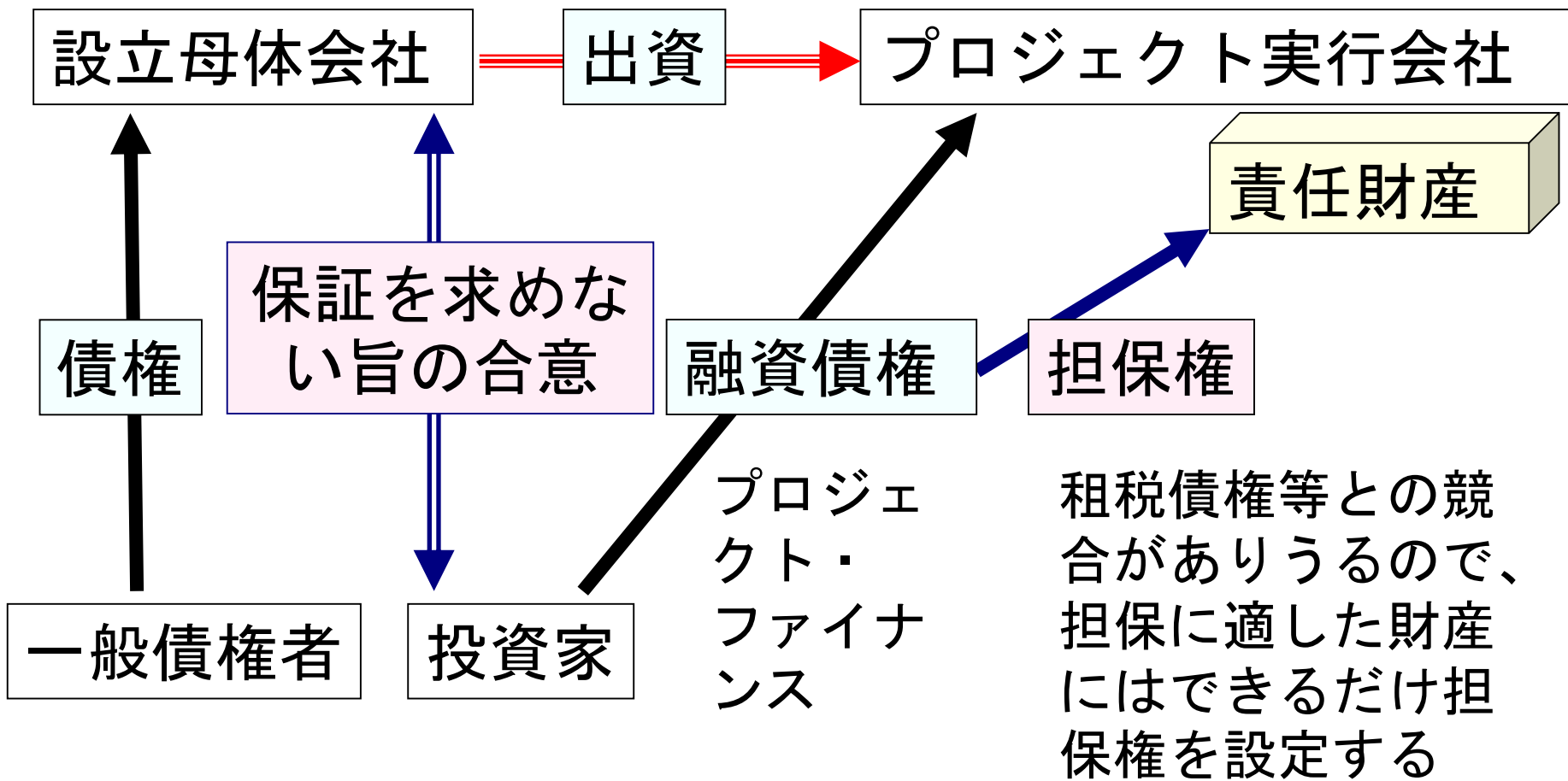
(責任限定特約/担保財産限定特約)



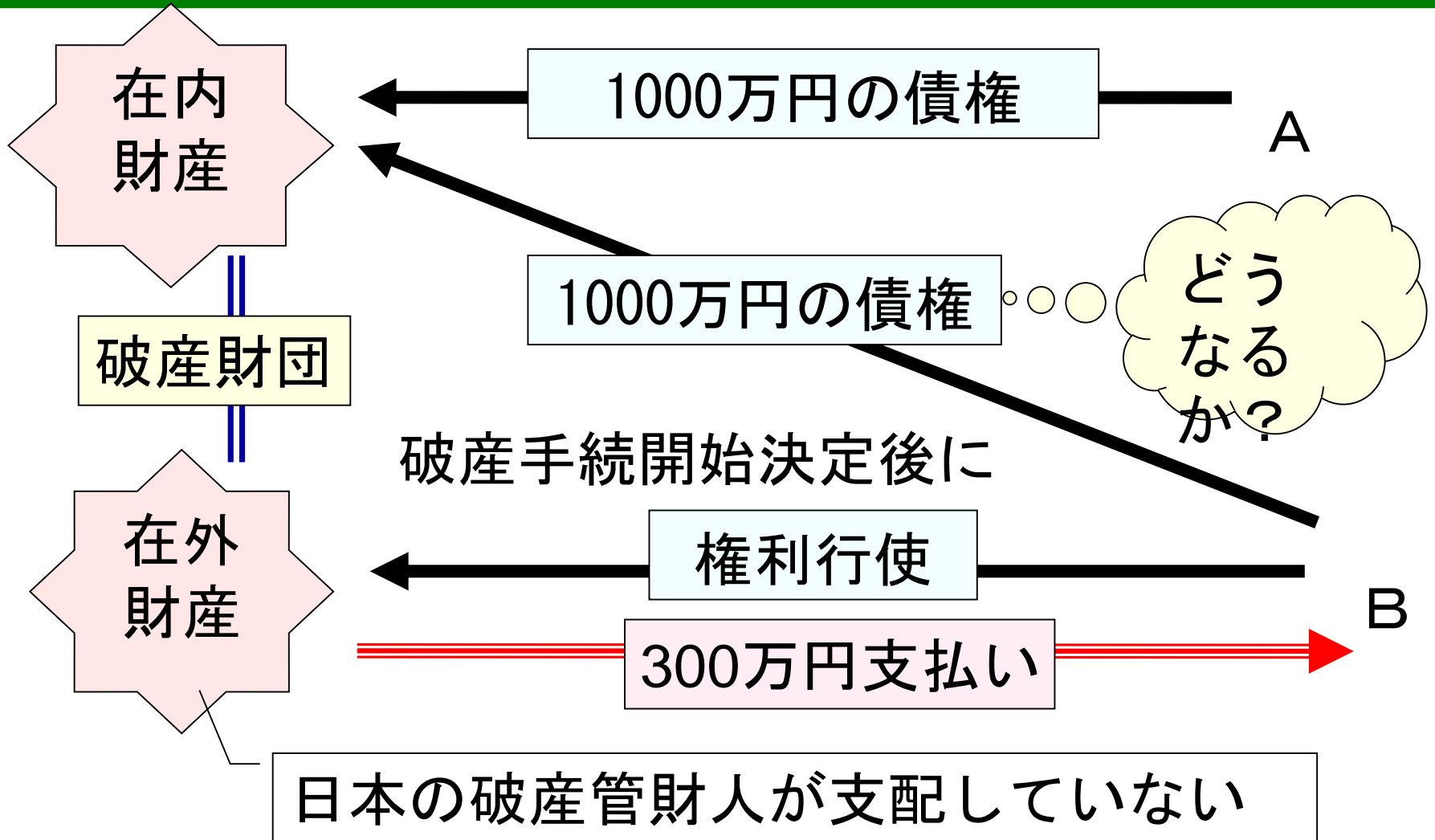
プロジェクト・ファイナンスにおける責任制限

- リスクの大きい事業については、事業主体の危険の軽減のために、責任財産を当該事業のための特別財産（当該事業に用いられる財産、当該事業から得られる財産等）に限定した融資が行われることがある。プロジェクト・ファイナンスと呼ばれるものである。
- 責任限定を確実にするために、当該事業のために別会社を設立し、その会社への融資契約において、設立母体たる会社の責任を追及しない旨の条項が挿入されることがある。

別会社を用いた責任制限



在外財産からの満足（109条）



続

- 破産債権者は、日本における破産手続開始当時の債権額で破産手続に参加することができる（109条）。
- 債権者集会における議決権行使の債権額からは在外財産からの弁済額を控除する（142条2項）。
- 配当に際しては、彼が在外財産から受けたのと同率の配当を他の債権者が受けるまで、彼は配当を受けることができない（201条4項）。